

第9次氷見市総合計画後期基本計画書デジタル製本業務に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

令和9年度から5年間の本市の計画的なまちづくりの指針となる「第9次氷見市総合計画後期基本計画書」の作成に当たり、写真やイラストなどを使用し、市民にわかりやすく伝え、まちづくりに対する理解と参加促進、本市のイメージアップを図るとともにデジタル化を推進するため、独自性のある魅力的な計画書をデジタル製本することを目的とする。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 第9次氷見市総合計画後期基本計画書デジタル製本業務
- (2) 納 入 場 所 氷見市企画政策部未来戦略課
- (3) 業 務 内 容 別紙「第9次氷見市総合計画後期基本計画書デジタル製本業務仕様書」
のとおり
- (4) 履 行 期 限 契約締結の日から令和9年3月19日まで
- (5) 見積限度額 2,082,000円（消費税及び地方消費税を含む）

3 参加資格

本プロポーザルの参加資格者は、申込時において、以下の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 氷見市競争入札参加資格者指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその団体の構成員等に関係すると認められる者でないこと。

4 参加申込書及び企画提案書等の提出

(1) 提出場所（事務局）

〒935-8686 氷見市鞍川1060番地

氷見市企画政策部未来戦略課

電話 0766-74-8011/FAX 0766-74-0692

E-mail: miraisenryaku@city.himi.lg.jp

(2) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 企画提案申込書（様式第2号）

ウ 企画提案書（任意様式）

- ・様式は任意とするが、日本工業規格A4版を使用し、20頁以内、文字サイズは11ポイント以上とすること。
- ・表紙及び本文等具体的なデザイン案も併せて提出すること。
- ・6（3）評価基準に示す項目に対応した企画提案書とすること。

- エ 業務実績書（様式第3号）
- オ 業務執行体制（様式第4号）
- カ 見積書（任意様式）
- キ 過去に受託作成した総合計画書等の成果品

（3）提出方法 以下のいずれかで提出すること

- ① 持参（平日午前8時30分から正午及び、午後1時から午後5時15分の間とする。）
- ② 郵送（記録が残る簡易書留郵便等に限る。）

※なお、上記いずれかにより提出したものと同一データを、電子メールでも提出すること。

（4（1）に記載のメールアドレス宛）

（4）提出期限 令和8年11月24日（火）午後5時必着

（5）提出部数 各書類6部を提出すること（（2）キは1部のみ）

5 質問及び回答

（1）質問

ア 質問方法 質問書（様式第5号）を電子メール（4（1）に記載のメールアドレス宛）にて送付し、必ず事務局へ受信確認の電話連絡を行うこと。

イ 受付期限 令和8年11月11日（水）午後5時必着

（2）回答

ア 回答方法 質問内容と合わせて、質問者氏名等をふせて本市のホームページ（本要領を掲載している画面と同一画面上）にて随時公表する。個別での回答はしない。

イ 回答日 令和8年11月16日（月）までに順次回答する。

6 企画提案に対する審査

（1）プレゼンテーションの実施

審査は、令和8年11月下旬に実施予定であり、審査過程は非公開とする。プレゼンテーションの日時については、参加申込者宛に連絡する。

（2）実施方法

ア プレゼンテーションの順番は、原則として企画提案書の到着順とする。

イ プレゼンテーションによる企画提案書の説明は15分以内（準備時間は除く。）とする。

ウ 評価委員による質疑は15分程度とする。

（3）評価基準

項目	評価項目	評価の基準	配点
企画提案書の内容	企画力	本業務の目的や必要性を理解した業務内容の企画力があるか。	25点
	構成・デザイン	写真やイラスト、図表等を活用し、視覚的に、市民にわかりやすく伝え、まちづくりに対する理解と参加の促進、本市のイメージアップにつながる構成・デザインが期待できるか。	25点
	独創性	計画書を作成するうえで、独創性（デジタル化への対応等）がみられるか。	20点
参加申込者の体制	業務執行体制 スケジュール	業務を円滑に遂行するために適切な執行体制、人員配置及びスケジュールとなっているか。	10点
	業務実績	業務の適切な履行が見込める実績を有しているか。	10点
提案価格に係る評価		10点×（1－提案価格／見積限度額）	10点
合 計			100点

7 契約候補者の選定

(1) 契約候補者の選定方法

評価委員が評価基準に基づき採点し、各委員の評価点の合計を委員数で除した総合評価点が最も高い参加申込者を契約候補者として選定する。ただし総合評価点が70点以上の者がいない場合は、契約候補者はなしとする。

(2) 参加申込者が1者の場合の取扱い

総合評価点が70点以上の場合、当該参加申込者を契約候補者とする。

(3) 審査結果の通知及び公表

- ア 審査結果は、各参加申込者に書面により通知する。
- イ 契約候補者の審査結果を氷見市のホームページで公表する。
- ウ 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。

8 契約の締結

契約候補者として選定された者と氷見市が協議し、業務委託に係る仕様を確定した上で改めて見積書を徴取し、随意契約の方法により契約を締結する。この場合において、辞退その他の理由で契約できない場合は、総合評価点により順位付けられた上位の者から順に、契約の交渉を行う。

※契約候補者は契約締結までに、令和7・8年度氷見市競争入札参加資格登録者名簿に登録が必要。

9 企画提案書等の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とする。契約候補者の企画提案書等が無効となった場合は、総合評価点により順位付けられた参加申込者の順位を繰り上げる。

- (1) 提出期日を過ぎて企画提案書が提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 審査結果が確定するまでの間に、評価委員または事業担当課等関係者に、本企画に対する援助を直接または間接的に求めた場合
- (5) 見積限度額を超えた提案を行った場合

10 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募等に要する費用については、全て参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 提出された書類等は本プロポーザル以外には使用してはいけない。
- (4) 本プロポーザルに係る提出書類については、当該書類の受理後においては、差し替え、追加、削除等は一切認めない。
- (5) 参加申込者は、企画提案書の提出をもって、本実施要領の記載内容に同意したものとする。

11 本プロポーザルのスケジュール（予定）

- (1) 参加申請書類の交付開始 氷見市ホームページに掲載
- (2) 質問受付期限 令和8年11月11日（水）午後5時まで
- (3) 企画提案書等の提出期限 令和8年11月24日（火）午後5時まで
- (4) 審査日 令和8年11月下旬

- | | |
|-------------|-----------|
| (5) 審査結果の公表 | 令和8年12月上旬 |
| (6) 契約の締結 | 令和8年12月上旬 |